

多様な他者との関わりの機会の創出事業利用者負担軽減補助金のお知らせ

1 制度概要

本事業について区の承認を受けた幼稚園において、本事業を利用した児童の利用料を補助します。

2 補助概要

(1) 補助対象者（下記のすべての要件を満たす児童の保護者）

- ア 足立区に住民登録がある児童及び保護者
- イ 幼稚園や保育施設等に在籍していない児童
- ウ 足立区の「2歳児補助金」を受給していない児童

(2) 補助額

各月の利用料における実費額（月額上限44,000円）を補助します。ただし、補助上限額を超過した場合は、自己負担となります。

※ 初回登録料等については、補助対象外となります。

(3) 支給時期・申請手続き

申請書に記載の保護者名義の口座に下記の時期を目途に振り込みます。

支給期	支給対象期	支給時期（予定）
前期	利用開始年4月～8月	利用開始年11月末頃
後期	利用開始年9月～翌年3月＋前期未支給分	利用開始翌年5月中旬頃

※1 本事業の利用終了後、園から申請書を受け取り、ご記入後、園又は足立区に提出してください。

※2 複数の園を利用した場合、最後に利用した園に申請書をご提出ください。

【問い合わせ先】

足立区子ども家庭部幼稚園・地域保育課私立幼稚園第一係・第二係  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（中央館3階）

TEL : 03-3880-6147 FAX : 03-3880-5703

MAIL : youho@city.adachi.tokyo.jp